

令和2年度 緊急時対応マニュアル

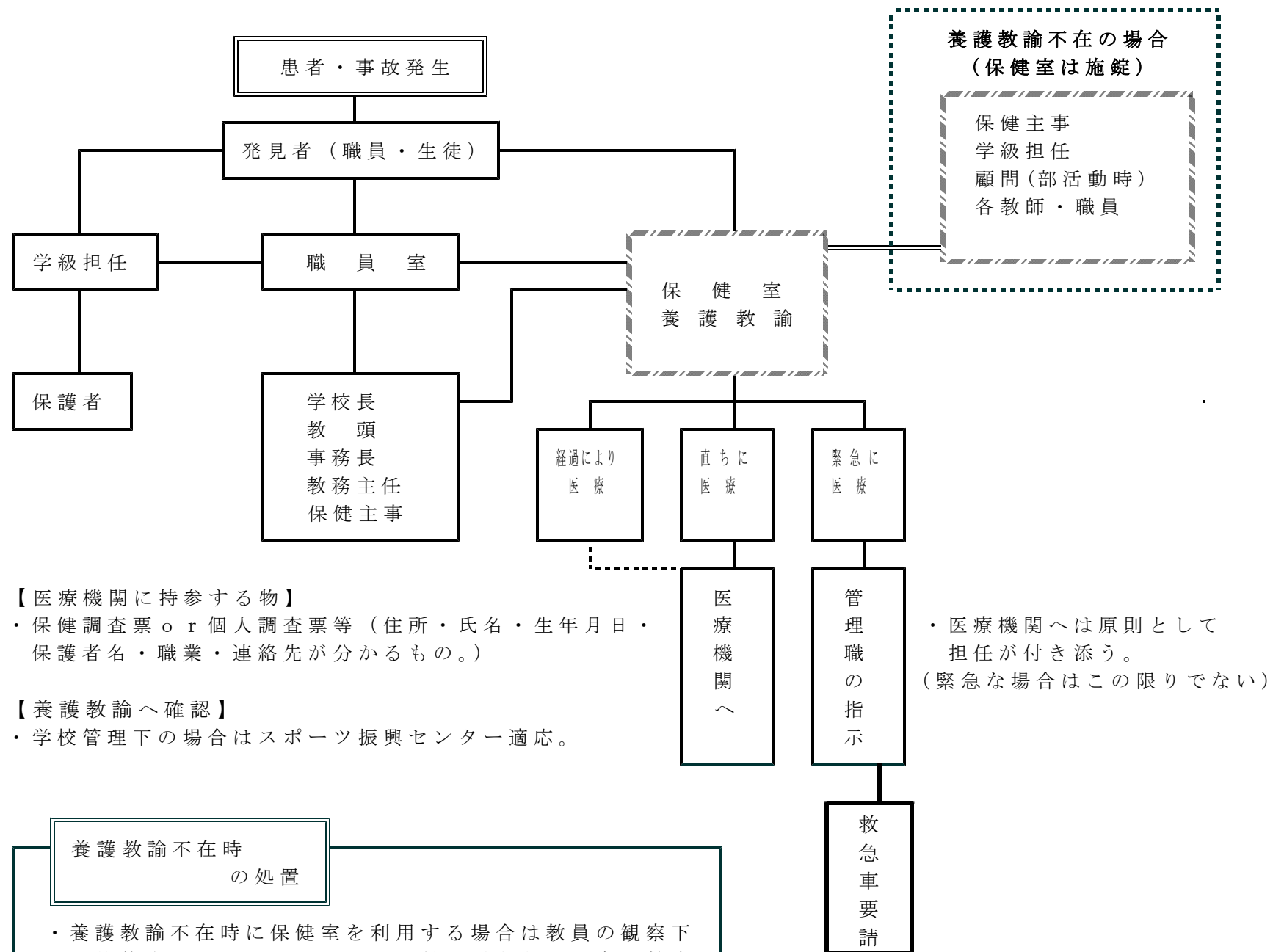
- P1 緊急連絡体制
- P2 救急車の呼び方
- P3～7 震災対応マニュアル
- P8 自然災害対応マニュアル(登校時)
- P9 落雷・竜巻対応マニュアル
- P10 火災時の避難手順について
- P11.12 避難経路図
- P13 不審者対応マニュアル
- P14 Jアラート情報伝達時行動マニュアル
- P15 アレルギーを持つ生徒への対応
- P16 校内アレルギー対策委員会構成図
- P17 感染症対応マニュアル



群馬県立新田暁高等学校

救急連絡体制

群馬県立新田暁高等学校 (TEL: 0276-57-1056)
住所: 太田市新田大根町999



【医療機関に持参する物】

- ・保健調査票 or 個人調査票等 (住所・氏名・生年月日・保護者名・職業・連絡先が分かるもの。)

【養護教諭へ確認】

- ・学校管理下の場合はスポーツ振興センター適応。

養護教諭不在時の処置

- ・養護教諭不在時に保健室を利用する場合は教員の観察下で休養させることを原則とし、付き添えない場合は教室で経過を見るか、家庭に帰す等の対応をする。
- ・軽度外傷の場合は、職員室・体育館の救急箱を使用する。

医療機関電話番号

総合病院

太田記念病院 0276-55-2200
本島総合病院 0276-22-7131
伊勢崎佐波医師会病院 0270-24-0111
鶴谷病院 0270-74-0670

内科

綿打診療所 0276-56-3366

外科・整形外科

宏愛会第一病院 0277-78-1555
新田診療所 0276-57-3311
あらまき整形外科クリニック 0270-63-5522

眼科

おぎわら眼科 0276-57-1110

耳鼻科

浜町耳鼻咽喉科 0276-46-2821

歯科

フカサワ歯科クリニック 0276-32-5353
もろ歯科医院 0276-56-8118

口腔外科

伊勢崎市民病院 0270-25-5022
桐生厚生病院 0277-44-7171

皮膚科

荒木医院 0276-57-2722
クボタ皮膚科医院 0276-45-4932

学校薬剤師

永田薬局 0276-57-0230

☆緊急☆

消防署 119

警察署 110

* 救急車の呼び方については、p 2 参照

★ 担架は保健室、体育館、職員玄関に、AEDは職員玄関と体育館入口にあります。

救急車の呼び方

119番通報要領

救急車を要請する場合は、まず119番（消防本部の指令センター）に慌てないで、はっきりと状況を通報し、救急車の出動を要請する。

1. 119番が通じたら、次の手順により通報する。

- (1) 「火事ですか、救急ですか」と尋ねるので、「救急です」と告げる。
- (2) 救急車を要請する場所を伝える。
 - ① 太田市新田大根町999番地 群馬県立新田暁高等学校
 - ② 最も近い入口となる校門と誘導者の立ち位置を告げる。
 - ③ 交通事故の場合は所在、道路名、目標（交差点名）等
(交差点名や付近の著名な建物等を告げると、救急隊も到着しやすい。)
- (3) 「どのような状態ですか」と聞かれた場合は、見たままの状態を簡潔に伝える。
 - ① けが人が複数いる場合は、その人数
 - ② けがの状態と合わせ、どうしてけがをしたのかがわかればその内容
- (4) 電話をしている本人の氏名と電話番号を伝える。
 - ① 携帯電話から通報した場合は、その旨を告げる。
 - ② 救急車を要請後はその場を離れない。また、携帯電話からの通報時は電源を切らない。

2. 救急車のサイレンが聞こえたら、生徒のいる所へ誘導する。

また、救急隊が到着したら、救急隊員に次のことを知らせる。

- (1) 救急隊が到着するまでの傷病者の容態変化
- (2) 応急手当を実施した場合は、その内容
- (3) 傷病者に持病がある場合は、その病名、かかりつけ病院等
- (4) 事故を目撃した場合は、そのときの状況
- (5) 119番受付員から電話を通じて応急手当の口頭指導があった場合は、その指示内容

3. 救急車同乗者・・・養護教諭または担任、間に合えば保護者

4. 持参するもの・・・緊急連絡カード（保健室）、携帯電話

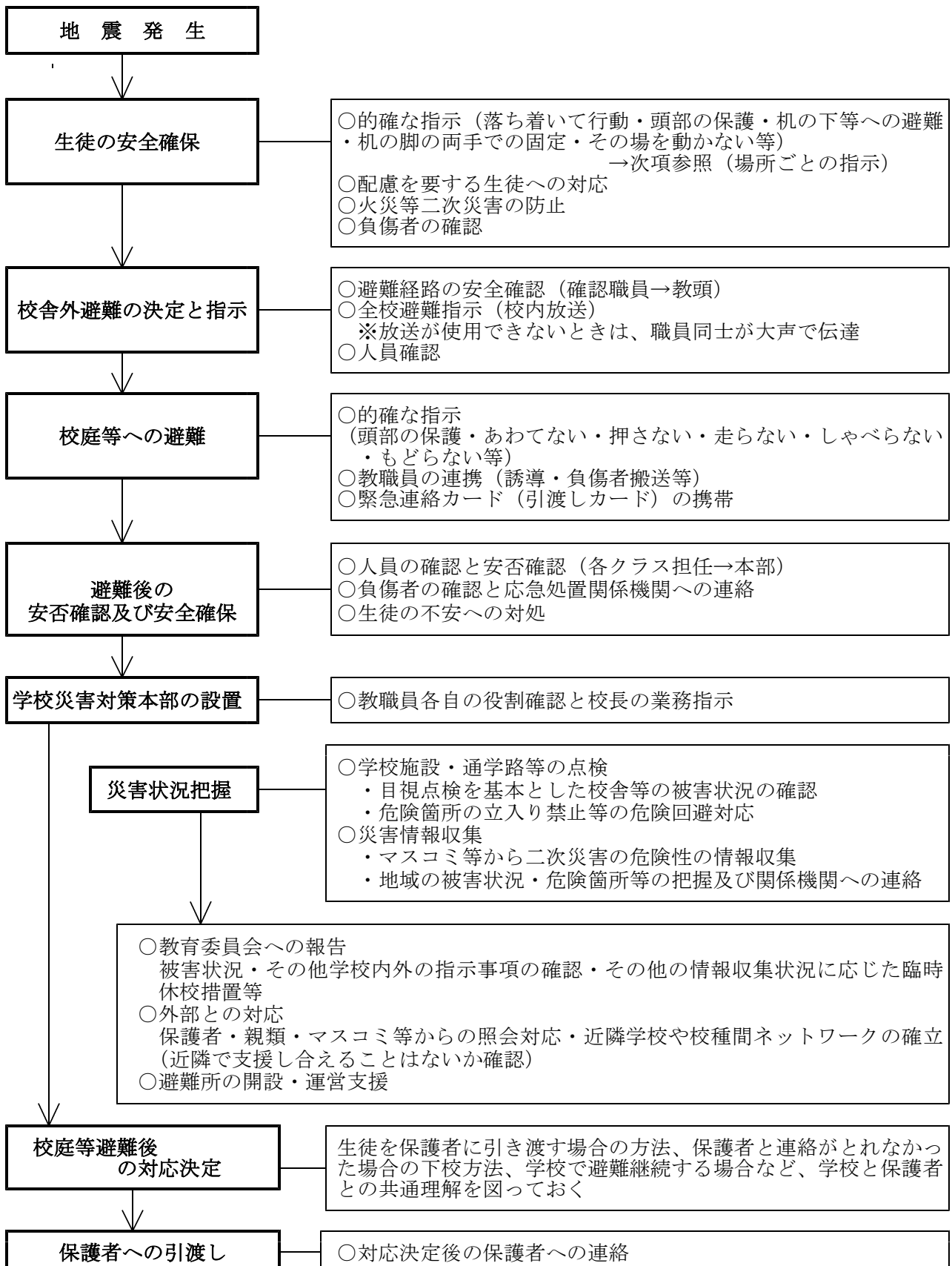
保護者に連絡する際の注意

- 事故の状況説明をするときには、自己判断で事故の状況を言わない。生徒の様子を事実に基づいて話す（事故発生時の状況、症状、学校がこれまでにいった対応など）。
- 希望の医療機関を聞く。
- 搬送先が決まり次第、連絡することを伝える。
- 保険証と現金と携帯電話を持参するように連絡する。

震災対応マニュアル

群馬県立新田暁高等学校

1. 地震発生時の基本的な対応



～基本的な安全確保の対応例～

ア 授業中 （※避難経路の確認は職員室で待機中の教職員が行う。）

場 所	共 通 事 項	個 別 事 項
普通教室	○安全確保の的確な指示をする（頭部を保護する、窓・壁際から離れる等） ○火気使用中であれば消火する ○生徒の人員等状況確認や周囲の安全確認をする	○机の下に潜らせ、机の脚を両手でしっかり持つように指示する
特別教室		○実験・実習中であれば、危険回避を指示する（機器を止める、火を消す）
体育館		○中央に集合させ、体を低くするように指示する（建物の構造や体育用具の位置によっては、柱や壁に寄り添う方がよい場合もある）
校 庭		○建物、サッカーゴール等から離れ、中央に集合させ、体を低くするように指示する

【指示例】

安全確保 「落ち着きなさい。被害が予想されます。壁や窓から離れ、机の下に潜りなさい。両手で机の脚をしっかり持ち、頭を守りなさい。上着やカバンなどで頭を守りなさい。落ち着いて、次の指示を待ちなさい。」

避難の指示 「落ち着きなさい。被害が予想されるので、校庭に避難しなさい。避難時の“おはし”（押さない、走らない、しゃべらない）を守り、静かに避難しなさい。上からの落下物に気をつけながら、落ち着いて、指示に従って校庭に避難しなさい。」

イ 始業前、休み時間、放課後（教師と生徒が離れている場合）

場 所	生 徒 の 行 動 (日常の防災教育の中で予め指導)	教職員の対応
階 段 廊 下 トイレ等	○揺れている間は、上着やカバン等で頭部を保護してじっと待機する ○落下物や倒壊物に気をつける ○揺れが収まり、教師の指示に従い、校舎外避難場所に避難する ○周囲の安全確認をする	○一斉放送等により、全校に指示をする（揺れが収まるまで、頭部を保護して待機するように指示する） ○教職員は、手分けして生徒の安全確保、指示誘導をする
校 庭	○建物、ブロック塀、窓ガラスの近くから離れる ○揺れが収まるまで、頭部を保護し、広い場所の中央で待機する	○校舎外にいる生徒等の安全確保、負傷者の応急手当をする

2. 学校災害対策本部の設置について

勤務時間内

震度 5 弱以上
震度 6 弱以上

本部長が被害状況により必要と認めた時に設置
自動発令により設置

勤務時間外（休日・夜間）

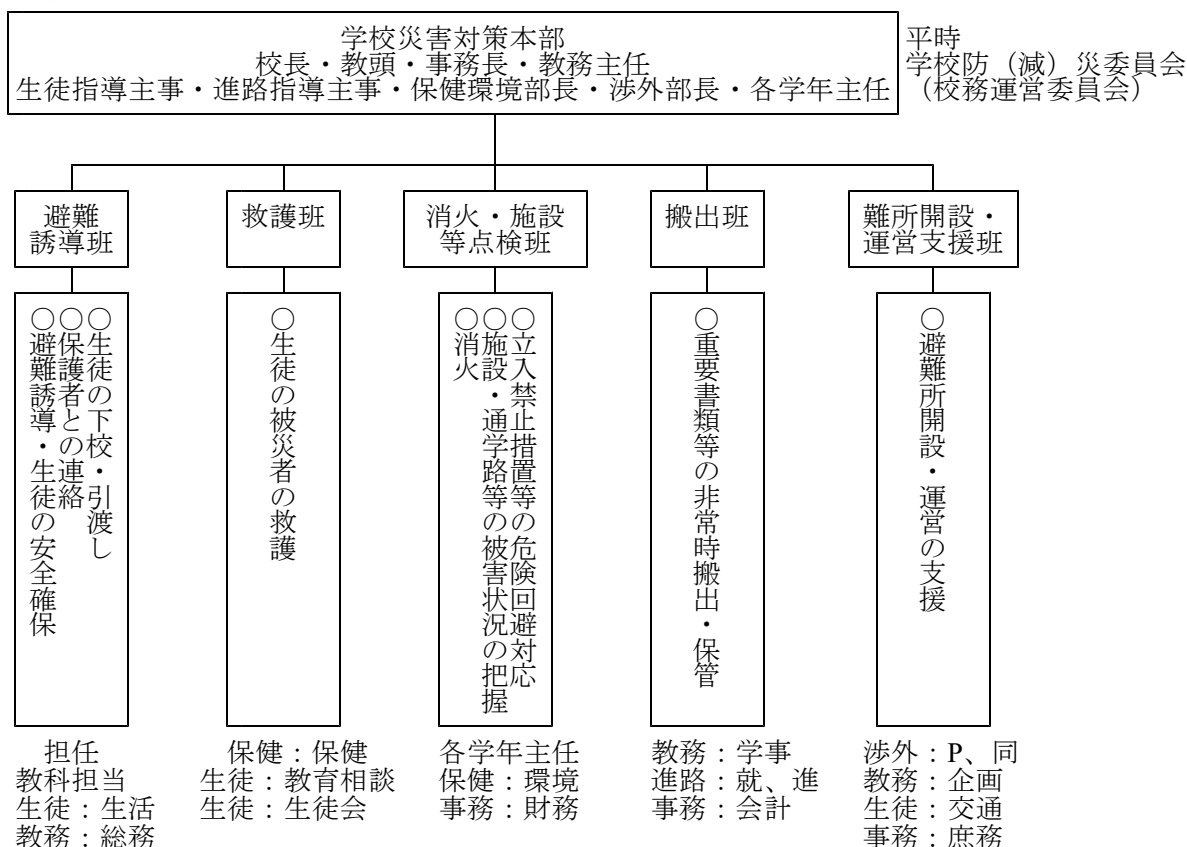
震度 5 弱以上
震度 6 弱以上

初期動員（職員連絡網に記載の職員と管理職）＜学校集合＞
全職員動員＜学校集合＞

* 自宅等が被災し、駆けつけられない時には連絡する。（→教頭・事務長）

* 校舎内外の被害状況を目視点検、管理職に報告、指示を受ける。
2 名は事務室にて電話対応に当たる。

学校災害対策本部の組織



* 兼務者が多数のため、緊急度に応じて係に就く。手薄なところは協力し合う。（臨機応変）

* 「学校要覧」p 22 の「防火・防災」の「組織表」・「管理・防災責任者」も参照する。

* 太田市指定避難所：本校体育館 避難所該当地区：新田大根町・新田溜池町・新田大町等
太田市総務部危機管理室 0276-47-1916

被害状況の報告

勤務時間内

地震発生 1 時間以内に、被害の有無、被害状況を報告（様式自由）

生徒被害 → 高校教育課 027-226-4642 Fax 027-243-7759

施設被害 → 管理課 027-226-4547 Fax 027-243-7774

* 原則、県からの一斉送信電子メールへの返信で報告

* 15 分以内にメールが来ない場合、電話かファックスで報告

勤務時間外

被害状況確認後、被害の有無、被害状況を報告（連絡場所は同上）

各班の対応

	職務内容	必要な備品等
総務班	○学校災害対応マニュアルをもとに各班に的確な指示・要請を行う。 ○すべての生徒に状況を連絡する。(在校時) ○校内の通信網を確保する。 ○関係機関・報道機関・地域との連絡や情報収集にあたる。 ○通信内容・決定事項・行動等を記録する。	○学校災害対応マニュアル ○学校施設配置図 ○ラジオ・ハンドマイク・懐中電灯・携帯無線機 ○緊急活動記録日誌 等
避難誘導班	(生徒在校時) ○災害の種類・程度に応じた的確な指示をし、生徒を安心させる。 ○負傷者の程度を確認し、救護班に連絡する。 ○指定された避難経路や安全な経路により児童生徒等を避難させる。 ○集合場所でクラス単位に生徒を整列させ、点呼を行う。 ○点呼の結果を本部に報告する。 ○負傷者・行方不明者を本部に報告する。 ○緊急事態がおさまるまで生徒を監督し、情報を伝え、元気づける。 (生徒不在時) ○生徒・家庭の安否確認	○出席簿(名票) 等 ○緊急連絡用(引渡し)カード 等
救護班	○応急手当をする。 ○負傷者の応急手当の状況を記録する。 ○被災者の場所を本部に報告し、必要に応じ応援を要請する。 ○被災者の場所を記録する。 ○生徒の身体等を確認する。 ○関係医療機関との連携	○応急手当の備品 ○健康カード ○担架・毛布・水 ○バール・のこぎり ○AED 等
消火・施設等点検班	(火災) ○火災発生場所を確認し、状況報告をする。 ○小規模な火災の消火を行う。 ○非常持出品を搬出する。 ○点検結果を記録する。 ○常に複数で行動する。 (地震) ○構造的な被害程度の調査・確認(目視) ○ライフラインの被害確認 ○近隣の危険箇所の巡視	○消火器 ○ヘルメット・のこぎり・革手袋・斧・工具セット・ラジオ・バール・毛布・雨合羽・長靴 ○学校施設配置図 ○防災施設配置図 ○危険標識・立入禁止標識
搬出班	○重要書類等の搬出・保管 ○備蓄品の保管・搬出	○保管金庫 等 ○備蓄倉庫
避難所開設・運営支援班	(太田市の担当者との連携・協力) ○避難者の受入れをする。 ※避難者開放施設の安全点検・解錠する。 ※危険箇所・開放禁止箇所を立入禁止にする。 ○避難所設営の支援を行う。 ○避難者へ当面の諸注意を連絡する。 ※避難者名簿・食事・物資の供給等 ○ボランティア希望者を募集する。 ○避難者の対応を記録し、本部に報告する。	○マスターキー ○ラジオ・バリケード・ロープ・テープ ○危険標識・立入禁止標識 ○学校施設配置図 ○避難者名簿 等

(参考)

※学校防災マニュアル(地震・津波被害)作成手引き(文部科学省 平成24年3月)

※学校災害対応マニュアル(改訂版)(群馬県教育委員会事務局 平成24年5月)

3. 生徒・保護者への連絡方法

①群馬スクールネットメール連絡網を活用する。

②災害用伝言ダイヤル171を活用する。

震度6弱以上の地震発生時に、NTTが「171」を設置した旨をテレビ・ラジオが報じる。

○学校への伝言・録音方法

171 → (ガイダンス) → 1 → (ガイダンス) → 0276-57-1056 → 30秒以内で録音

○学校からの伝言再生方法

171 → (ガイダンス) → 2 → (ガイダンス) → 0276-57-1056 → 新しいメッセージから再生

4. 緊急連絡用カード (引渡しカード)

教頭席の後ろの棚に保管し、避難の際持ち出す。(教頭)

生徒を保護者に引き渡す際、使用する。

生徒氏名		1年組番		2年組番		3年組番	
		氏名					
現住所		〒					
緊急連絡先		緊急連絡先は優先順位を()内にお書きください。職場は名前もお書きください。					
		自宅	()		左記以外の連絡先(名称・電話) ()		
		携帯	()				
		職場	()				
緊急時の引受人 (学校に迎えに来る人・保護者以外の人も含む)							
NO.	引受人氏名	電話番号	続柄	NO.	引受人氏名	電話番号	続柄
1				2			
3				4			
引渡日時		年 月 日 () 時 分					
引渡場所		校庭 ・ 体育館 ・ 教室 ・ その他 ()					
引受人氏名		NO. () または () 続柄: ()					
引渡し後の連絡先 (上記以外の場合に記入)							
氏名				電話番号			

5. 災害救援物資の備蓄状況

品名	規格	数量	備考
保存水	500ml ペットボトル	480本	
えいようかん	60g × 5本入り	480箱	
防災寝袋	アルミ素材 100 × 200cm	480枚	
保存水	350ml アルミ缶	960本	避難所開設用に太田より提供

体育館1階「器具庫1B」に学年別に備蓄している。

自然災害対応マニュアル(登校時)

群馬県立新田暁高等学校

台風・大雪等 悪天候の場合、その条件等により学校からの連絡が遅延する場合があります。

その場合、以下の内容を原則とします。

◆台 風 ・ 大 雪

「太田市」または「自宅のある市町村」において「暴風(雨・雪)警報」もしくは「大雨特別警報」「大雪特別警報」が発令された場合

○午前 6 時の時点で発令中 → 自宅待機

○午前 10:00 までに解除 → 解除された時点で登校(安全に注意する)

○午前 10:00 の時点で発令中 → 対応を群馬スクールネットメール連絡網で一斉送信する

ただし、普段、登下校に利用している電車・バス等が不通の場合、または保護者が安全に登校できないと判断する場合は、自宅待機を認める。

(必ず、学校へ連絡をすること)

◆地 震

登校前に「太田市」または「自宅のある市町村」において「震度 5 弱以上」の地震が発生した場合は、自宅待機とする。

校舎の安全確認および公共交通機関等の状況を確認したのち、対応を群馬スクールネットメール連絡網で一斉送信する。

落雷・竜巻対応マニュアル

群馬県立新田高等学校

<随時に気象情報を確認すること>

- ※1. テレビやラジオ、インターネット等で雷注意報や竜巻注意情報等の気象情報を入手する。
- ※2. 積乱雲は急に発達することがあるため、随時空の様子に注意し、最新の状況把握に努める。
- ※3. 「大気の状態が不安定」「急な雨に注意」「雷を伴う」「竜巻などの激しい突風」といったキーワードに注目する。

落雷・竜巻発生時の共通初動マニュアル

落雷・竜巻注意報の発表

落雷・竜巻等突風の予兆

<落雷>

- (1) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
大粒の雨や雹(ひょう)が降り出す。
→すぐに水辺から離れる。
- (2) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
→速やかに活動を中止し、屋内に避難させる。

<竜巻>

- (3) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
→転倒や移動のおそれのあるものを固定する。
→より頑丈な建物、また建物の最下階への移動を検討する。
→屋外の場合、屋内に避難させるか検討する。

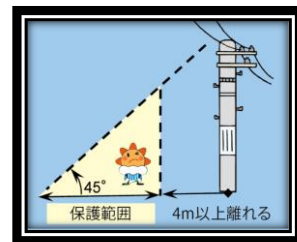
落雷・竜巻の発生

<落雷>

- (1) 屋内で待機。
※木の下・木の側には避難しない。
※自転車に乗っている場合は、すぐに降りて安全な場所へ。
- (2) 全ての電気機器から、1m以上離れる。

<竜巻> ◆竜巻を見続けずに、素早く避難すること。

- (3) 屋内へ避難する。←頑丈な建物
※物置や車庫、プレハブの中は危険なので避難しない。
※橋や陸橋、高速道路の高架下には避難しない。
- (4) 窓、雨戸、カーテンを閉めて、窓から離れる。
※窓ガラスの破片などから身を守る。
- (5) 丈夫な机・テーブルの下に入り、体(頭と首)を守る。



落雷・竜巻の発生後

<落雷>

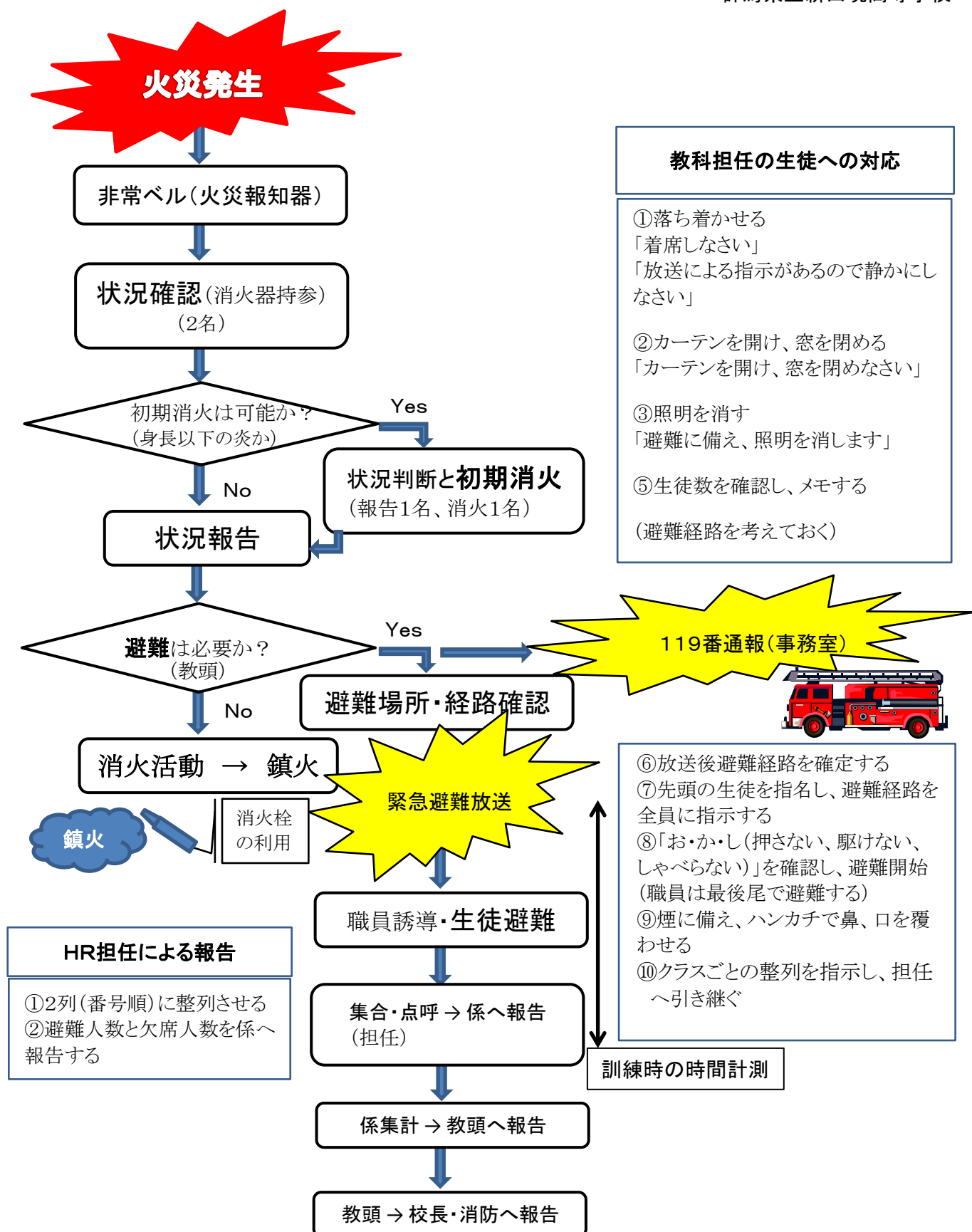
- (1) 雷の活動が止む。
※雷鳴が止んでから20分程度は落雷の危険あり。安全な場所で待機。
※気象情報等で安全を確認の上、活動を再開するかどうか判断。

<竜巻>

- (2) 天候が回復するまで待機。

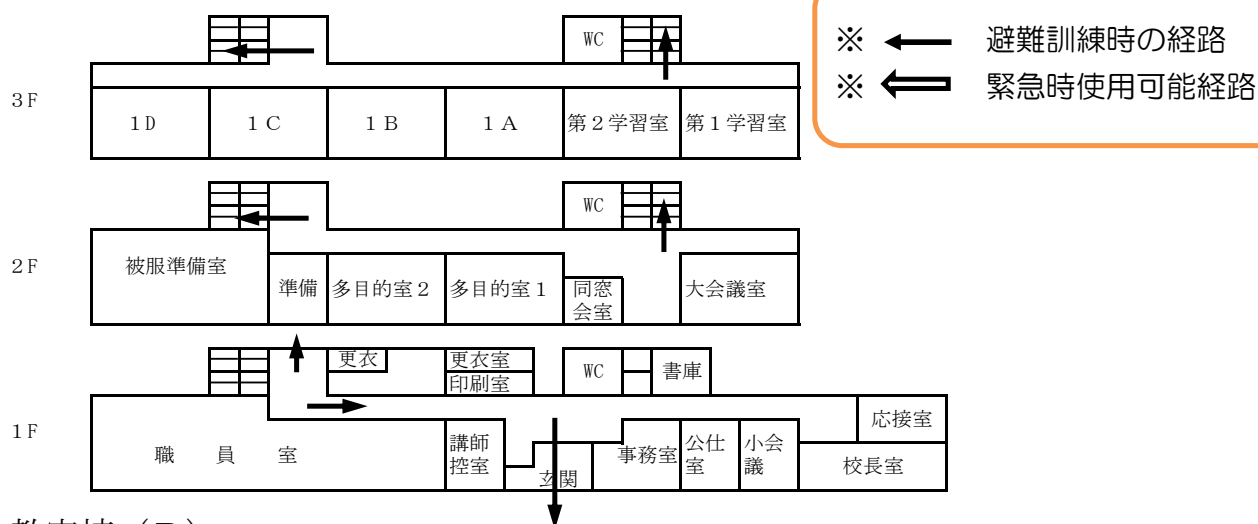
火災時の避難手順について

群馬県立新田暁高等学校

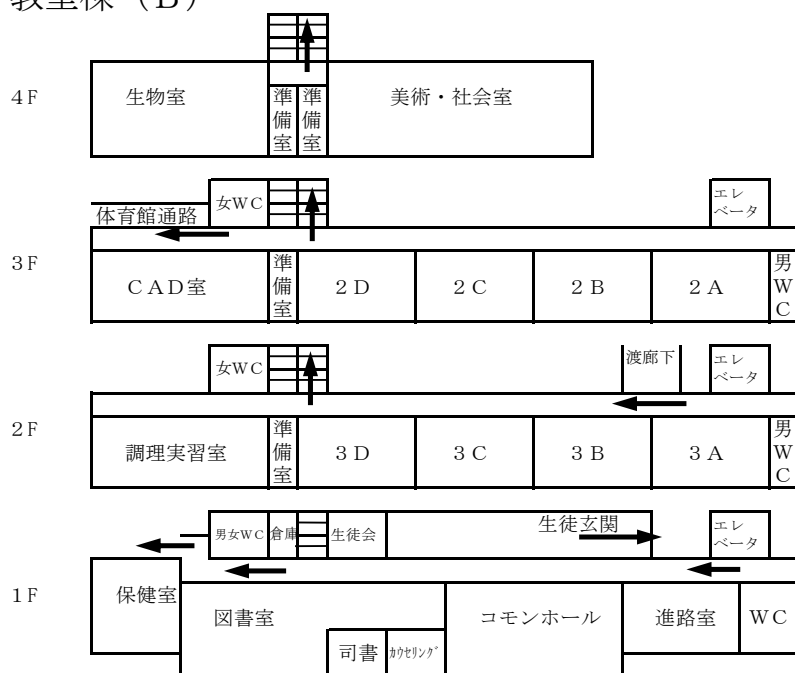


避難経路図

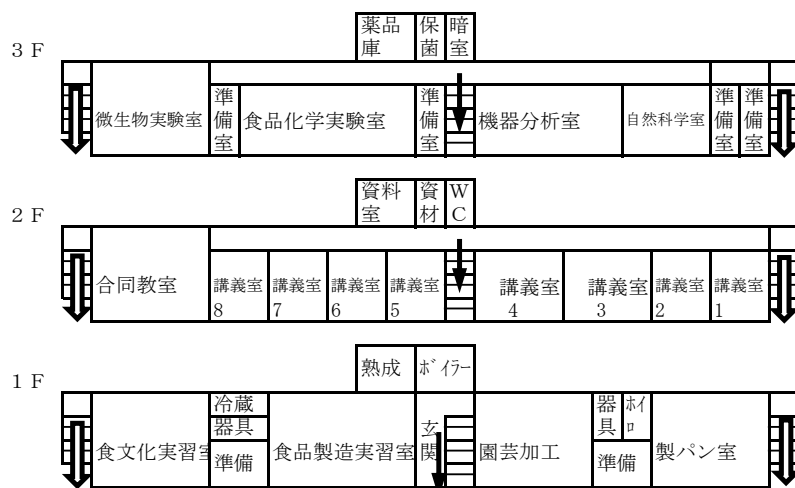
管理・教室棟 (A)



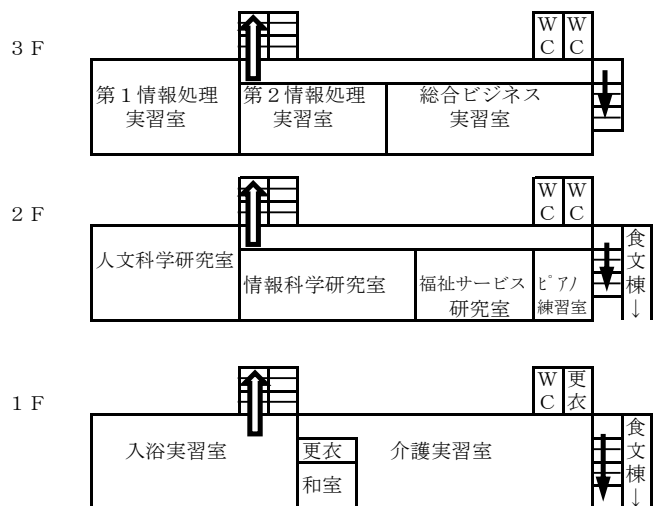
教室棟 (B)



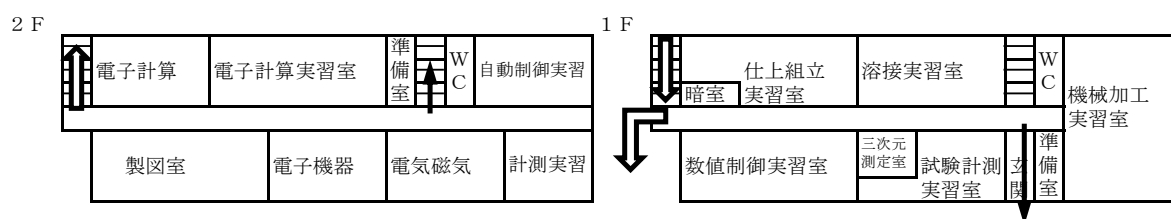
食文棟 (C)



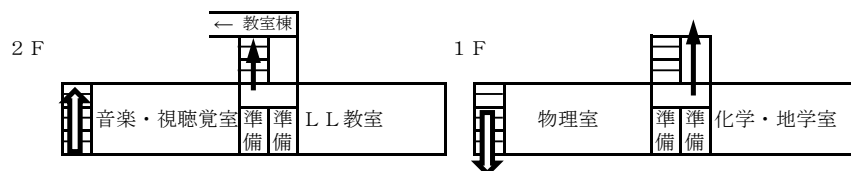
福祉・情報棟（D）



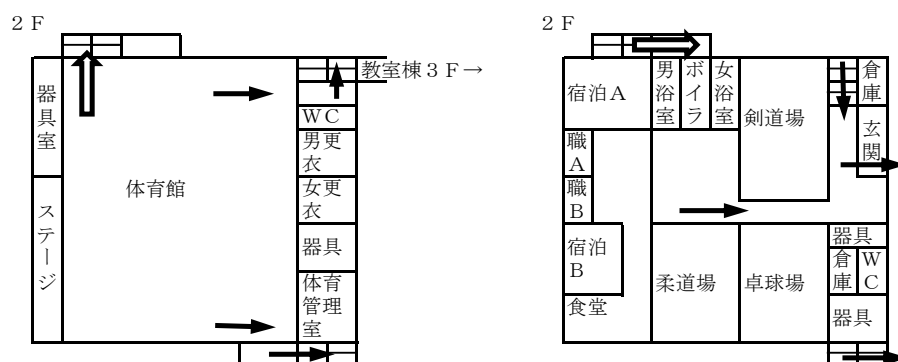
工業棟（E）



特別教室棟（F）



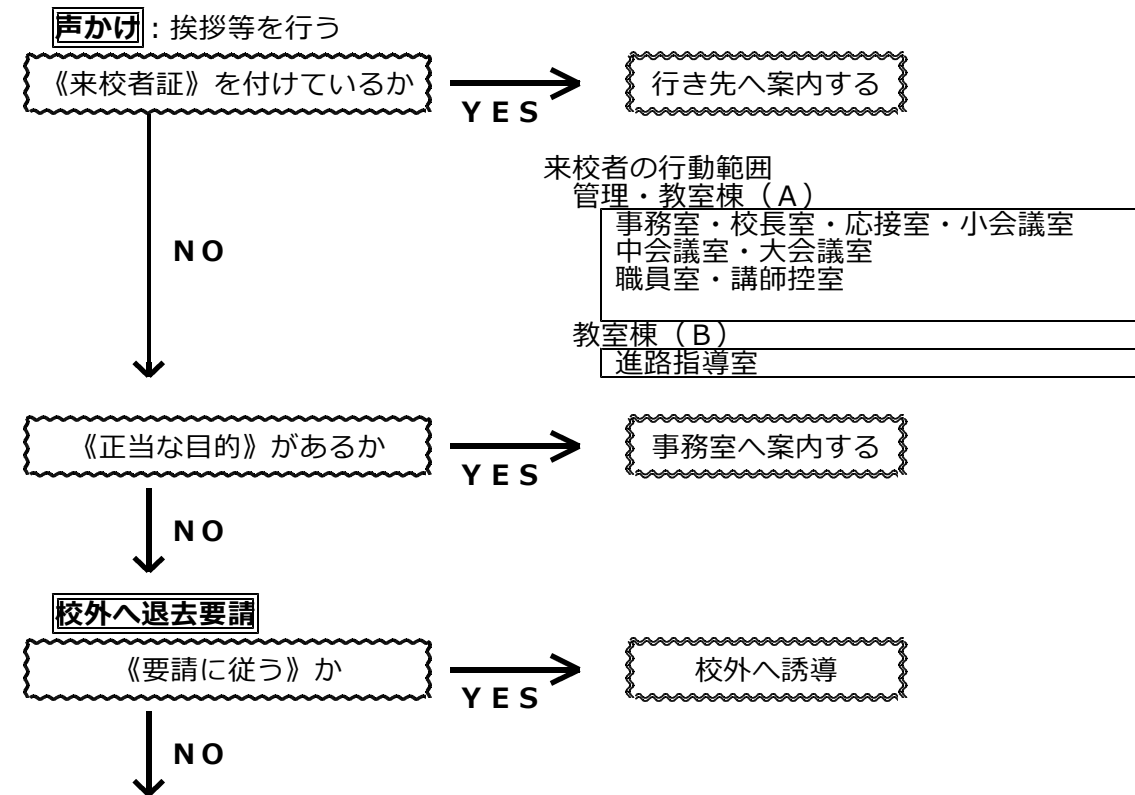
体育館（G）



不審者対応マニュアル

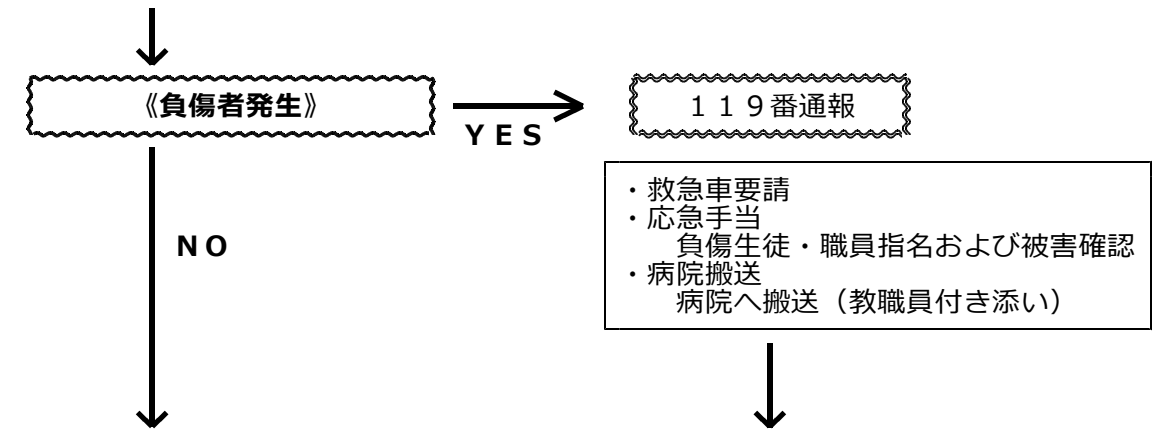
群馬県立新田暁高等学校

○来校者の把握



○不審者侵入 ※さすまた・・・事務室入口右1本、職員室校長席後ろ2本あり

現 場	職員室または事務室
◎近くの教職員へ応援要請 ・複数の教員で対応 ・さすまた・モップ等用意 ・凶器所持等の有無確認 ・暴力行為の制御と退去の説得 ・不審者隔離 不審者を生徒・職員から隔離	
◎管理職等へ緊急連絡 内線 職員室へ連絡 校長室 教頭 事務室	◎緊急対策本部設置 ・緊急校内放送 ・生徒への指示・避難誘導 → 授業担当者 ・避難場所 → 状況により変わる ・負傷者の有無の確認 ・警察への通報 ・教育委員会への一報
◎状況に応じて・・・ ◆警察（110番）に連絡 ◆救急車（119番）に連絡	



○事件直後の対応・措置

- | | |
|---|----------------|
| ・緊急職員会議
状況確認・今後の対応について
・保護者への連絡
・帰宅方法の確認
・事後対応体制の確立 | ・病院・家庭への見舞い・説明 |
|---|----------------|

○事件後の対応

生徒に対して

- | | |
|-------------------------|--|
| ・全体指導
・心のケア
・情報収集 | （校長・教頭）
（養護教諭・学校カウンセラー・担任）
（生徒指導主任・保健主事） |
|-------------------------|--|

保護者に対して

- | |
|---|
| ・緊急保護者会の開催
事件の経過報告
生徒の様子や心のケアについて
今後の学校方針
パトロール等の協力要請 |
|---|

その他

- | |
|----------------------|
| ・報告書の作成（生徒指導主任・保健主事） |
|----------------------|

緊急校内放送の例

- | |
|---|
| 職員に対して
「授業中失礼します。校長先生、至急会議室までお越しください。
（不審者が校内に侵入した場合。）」 |
| 不審者による異常事態発生の場合
「校長先生が△△から▲▲へ移動中です。至急避難（教室を施錠）してください。」
（不審者の位置を知らせる。） |
| ※放送では間に合わない時には、ホイッスルか非常ベル等で緊急事態の発生を知らせる。 |

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）情報伝達時行動マニュアル

群馬県立新田暁高等学校

弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾します。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、Ｊアラートを活用して、防災行政無線で情報が伝達されるほか、携帯電話等にもエリアメール・緊急通報メールが配信されます。

Ｊアラート情報伝達時の基本的な避難行動

【屋内にいる場合】

- できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。
- 床に伏せて頭部を守る。

【屋外にいる場合】

- 近くのできるだけ頑丈な建物や地下街などに避難し、床に伏せて頭部を守る。
- 近くに避難できる建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。

◆ 授業中にＪアラートが伝達された場合の対応

（１）教頭が放送にて、生徒および職員に正確な情報を伝え、落ち着いた行動を取るよう指示する。

（２）授業担当者は、生徒に速やかな避難行動をとらせる。

＜校舎内にいる場合＞

- ・できるだけ生徒を窓から離れさせる。
- ・机の下に入って（または床に伏せて）頭部を守るように指示する。

＜校舎外にいる場合＞

- ・近くの校舎に避難させ、床に伏せて頭部を守るように指示する。
- ・近くに避難できる建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守るように指示する。

＊ 放送設備等が使用できない状況になった場合は、適宜職員が指示にまわる。

◆ 屋内避難の解除後

- （１）生徒の安全な帰宅が心配される場合は、生徒を校内の安全な場所に待機させる。
- （２）不審なものを発見した場合は、決して近寄らず、直ちに警察、消防に連絡する。

アレルギーを持つ生徒への対応

保護者から学校での対応を求められた場合

アレルギー疾患用「学校生活管理指導表」の提出の有無

- (1) 中高情報交換会で食物アレルギーに関する情報有り
中学時代の対応や症状等を確認
↓ 対応が必要な場合
- (2) 入学後に担任は保護者に確認
「学校生活管理指導表」の提出を促す→提出無し：担任把握のもと観察
↓ 提出有り
- (3) 保護者・生徒・担任・養護教諭の4者面談
症状や学校での対応について保護者に考えを確認



「学校生活管理指導表」の提出有り

(→保護者の判断で消防へ書類を提出)

- (1) 関係者による会議：エピペンの保管場所等検討 → 保護者へ報告
保健主事・当該学年主任・担任・養護教諭(学校医)
↓ 校長・教頭へ報告<校内アレルギー対策委員会にて検討・協議>
(会員：校長・教頭・養護教諭・保健主事・生徒指導主事・家庭科主任・食文化主任・学校医)
- (2) 職員会議
該当生徒名・状況説明・今後の対応説明
↓
- (3) 教科担当者会議：定期的に行う。



該当生徒に対する緊急時対応(本人がエピペンを打てない場合)

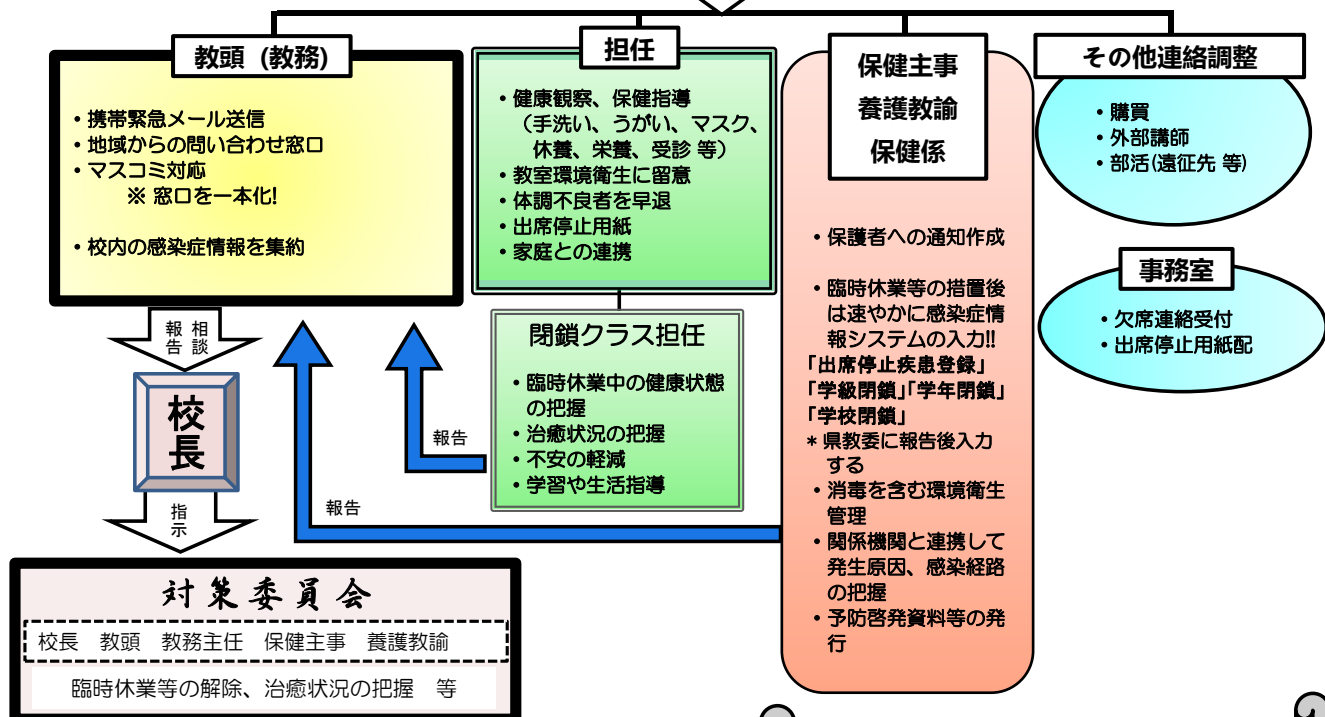
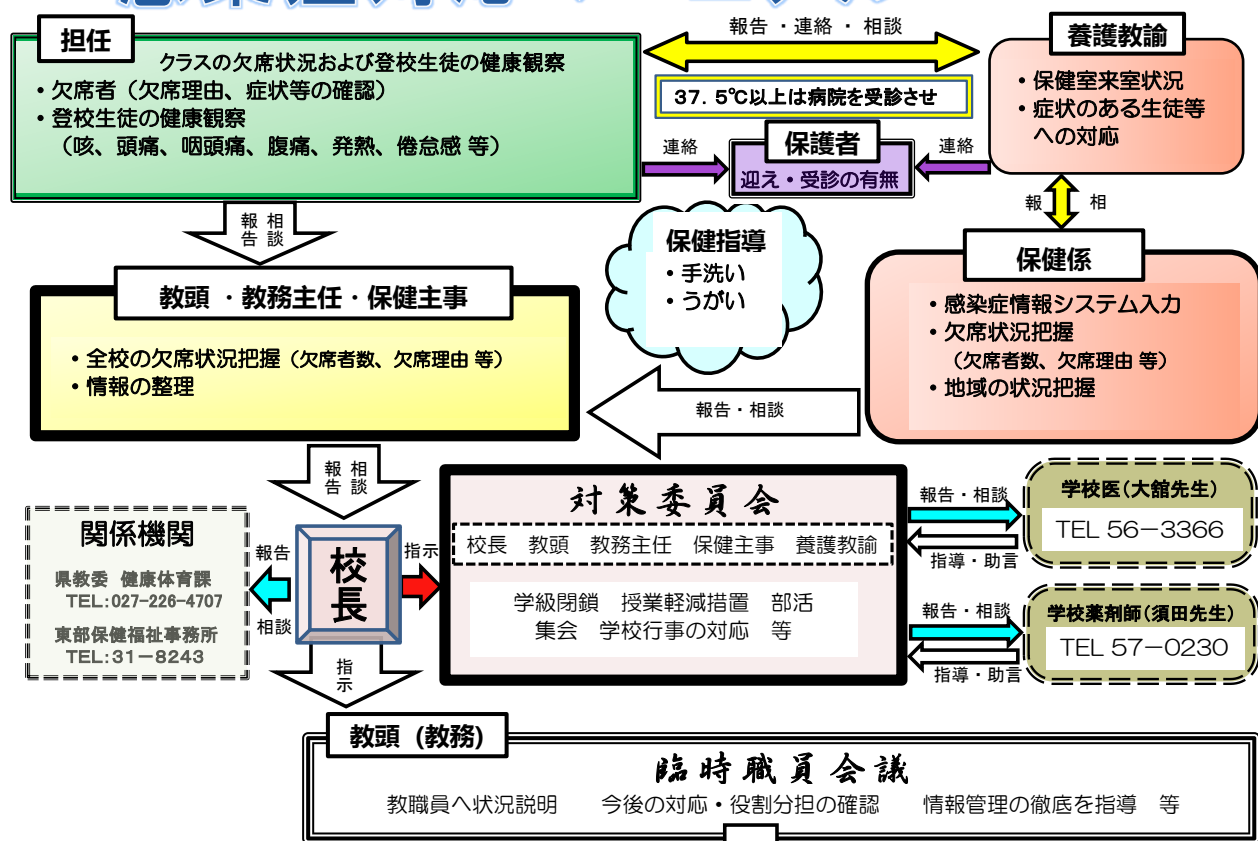
- (1) アレルギー食物を食べてしまった場合
食物アナフィラキシーの緊急時対応マニュアルに基づき対応
※アナフィラキシーショックの場合、教員がエピペンを注射する
- (2) アレルギー食物を食べてしまったかわからない場合
状況を把握し、症状に応じて対応
※じんま疹・嘔吐・下痢・ぐったりしている・意識低下→エピペン

救急車要請
保護者へ連絡
主治医へ連絡

※該当生徒の詳細は、職員室の養護教諭机【一番下引き出し】にファイルを置きますので、必要に応じて確認をお願いします。

感染症対応マニュアル

群馬県立新田高等学校



臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校など）のめやす

- 学級閉鎖：インフルエンザ様症状による欠席者が約20%
- 学年閉鎖：複数学級で学級閉鎖を行う場合
- 休校：学年を超えて感染拡大のおそれが認められる場合
- 期間：原則5日間（3～7日間）

出席停止について（以下◆の資料参照）

- ※医師による治癒報告書の提出が必要
- ◆「学校感染症について」・・・別紙資料①
- ◆「学校感染症と出席停止について(通知)」及び「治癒報告書」の用紙・・・別紙資料②

学校感染症について

資料①

感染症の蔓延を防ぐため、学校保健安全法第19条により、「校長は、感染症にかかっておる疑いがあり、又はかかる恐れがある児童、生徒、学生又は幼児があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」と定められています。

(1) 種類 <資料②：学校感染症と出席停止について（通知）> 参照

(2) 手続き

- ① 学校感染症の疾病報告が、生徒又は保護者からあった場合、**治癒報告書**の用紙を渡してください。**治癒報告書**は、事務室・職員室・保健室にあります。また、学校のホームページからもダウンロードできます。
- ② 完治し、登校する前には必ず**治癒報告書**を担当の医師に記入してもらい、提出させてください。
- ③ 学級担任は、生徒又は保護者から**治癒報告書**の提出があったら、保健室に提出するとともに医師から証明のあった期間を**出席停止扱い**として処理してください。（また、出席停止期間は出席しないように指導してください。）

(3) 出席停止について

出席停止は「日単位」である

- ・ 通院のため早退、遅刻した場合、時間単位は「公欠」扱いである。（インフルエンザの場合及び疑い含む）

※学校側が受診を勧めてインフルエンザでなかった場合は、受診した証明書（明細書、処方箋等）で担任が受診を確認できた場合は「公欠」扱いとする。

保護者様

令和 年 月 日

群馬県立新田暁高等学校
校長 小瀧 和人

学校感染症と出席停止について（通知）

年 組 氏名

生徒が医師の診察を受け、下表の病気に感染していると診断された場合、学校保健安全法により「出席停止」となります（出席停止期間は欠席扱いになりません）。病気が治癒した後、下線以下の治癒報告書を医師に記入していただき、学校へ提出してください。

学校で予防すべき伝染病の種類		出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、SARS、南米出血熱、痘そう、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ感染症、新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状の消退後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

治癒報告書

群馬県立新田暁高等学校長様

年 組 氏名

上記の生徒は[]のため、出席停止となっておりましたが、他への感染のおそれなくなりましたので、登校可能と判断します。

出席停止期間[月 日～ 月 日]

令和 年 月 日
医療機関名
医師名

印